

## 法人カード規定（振込機対応）

### 1. カードの利用

普通預金（以下「預金」といいます。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の各号の場合に利用することができます。また、預金について預入れ専用発行したカードは、当該預金口座について、次の第1号および第4号の場合に限り利用することができます。

- (1) 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による現金預入、支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合  
※提携先については、当金庫ホームページを参照ください。
- (2) 当金庫および提携先の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻、振込の依頼をする場合
- (4) 当金庫の窓口において預金に預入れをする場合
- (5) 当金庫の窓口において預金の払戻しをする場合
- (6) 当金庫、提携先の預金機または支払機を使用して預金の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合

### 2. 預金機による預金の預入れ

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の両面表示等の操作手順に従って、預金機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 前記（1）の操作においては、預金機の画面に表示された入金金額等を確認のうえ、操作してください。

### 3. 支払機による預金の払戻し

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の両面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届山の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

### 4. カードによる窓口での預入および払戻し

- (1) カードにより窓口で預入れをする場合は、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (2) カードにより窓口で払戻しをする場合は、カードを提出し、当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。
- (3) カードにより窓口で預入れまたは払戻しをする場合の1回あたりの限度額は当金庫所定の金額とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。

### 5. 振込機による振込

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、書面により個別に限度額契約を登録された場合は、登録金額の範囲内とします。

## 6. 自動機利用手数料等

- (1) 預金機または振込機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫および提携先所定の預金機、振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫および提携先所定の支払機、振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ、払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当金庫から提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

## 7. 代理人による預金の預入、払戻しおよび振込

- (1) 代理人（1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振の依頼をする場合には、代表者から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は法人名義となります。
- (3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

## 8. 預金機、支払機、振込機故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店または提携金庫の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店または提携金庫の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前記第1項、第2項による預入れおよび払戻しをする場合には、カードを提出し、所定の入金票にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、または払戻請求書にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、当金庫（提携金庫）所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に所在地、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (5) 当金庫および提携金庫の支払機等が停電、故障等の場合は取扱いを一時停止することがあります。

## 9. カードによる預入れ、払戻し金額等の通帳記入

- (1) カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または支払手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の預金機、支払機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。
- (2) 預入れまたは払戻した金額とは別に、自動機利用手数料金額および支払手数料金額はその金額をもって通帳に記入します。

## 10. カード紛失、届出事項の変更等

- (1) カードを失った場合には、直ちに代表者から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 法人名、代表者、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は、責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

## 11. カード・暗証番号の管理等

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。

- (2) 当金庫が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したのものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをしたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。
- (3) 当金庫または提携金庫の窓口においてカードを確認し、払戻しに使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いしました場合にも前項と同様とします。

#### 12. 偽造カード等による払戻し

カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫、提携先は責任を負いません。

#### 13. 盗難カードによる払戻し

カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫、提携先は責任を負いません。

#### 14. 預金機・支払機・振込機への誤入力等

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携先の預金機・支払機・振込機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。
- (2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫の窓口で預金の預入れまたは払戻しをした場合の責任についても同様とします。
- (3) 当金庫所定の回数を超えてキャッシュカードの暗証番号を誤入力した場合、そのカードは無効となりご利用できなくなります。この場合、当金庫所定の手続きが必要となります。

#### 15. 解約、カードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただきます場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - ① 第16条に定める規定に違反した場合
  - ② 普通預金規定等により、預金口座の預金取引が停止された場合
  - ③ 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
  - ④ カードが偽造、盗難、紛失等により、不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

#### 16. 譲渡・質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 17. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定により取扱います。

#### 18. 規定の変更

- (1) 当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上  
(令和3年4月5日)